

平成26年 網走市議会  
経済建設委員会会議録  
平成26年9月26日（金曜日）

○日時 平成26年9月26日 午前10時00分開会

○場所 委員会室

○議件

1. 議案第9号 平成26年度網走市一般会計補正予算中、所管分
2. 議案第11号 天都山展望台・オホーツク流水館条例制定について
3. 秋季視察調査の実施について
4. その他

○出席委員（6名）

委員長	佐々木 玲子
副委員長	小澤 陽平
委員	工藤 英治
	栗田 政男
	古都 宣裕
	山田 庫司郎

○欠席委員（0名）

○委員外議員（1名）

議長	小田部 善治
----	--------

○傍聴議員（7名）

飯田 敏勝
金兵 智則
近藤 憲治
高橋 政行
平賀 貴幸
松浦 敏司
渡部 眞美

○説明者

副市長	大澤 慶逸
観光部長	田口 桂
建設部長	石川 裕将
観光課長	武田 浩一
観光部参事	二宮 直輝
都市開発課長	立花 学
土木管理課長	高橋 勉

○事務局職員

事務局長	佐藤 明
次長	吉田 正史
総務議事係長	岩尾 弘敏
係	菊地 香代子
係	松山 俊

午前10時00分開会

○佐々木玲子委員長 おはようございます。

ただいまより経済建設委員会を開会いたします。

本日の委員会は付託された議案2件の審査と、秋季視察調査の実施について協議いただきたいと思います。

まず1件目、議案第9号平成26年度網走市一般会計補正予算中、当委員会所管分についてを議題いたします。

まず、説明をお願いいたします。

○立花学都市開発課長 平成26年度一般会計道路橋梁新設改良費落石防止対策事業の補正予算について御説明いたします。

追加議案資料の6ページをごらんください。

1の補正の理由及び内容であります。市道山下通線への落石対策工事を実施するため、工事費530万円を追加補正するものであります。

去る7月26日午後8時ごろ、市道山下通線の山側斜面から50センチから80センチ程度の落石が数個発生いたしました。落石発生後、緊急に市道境界部に大型土のうを設置いたしまして、現在も当該箇所の歩道通行どめをしている現状でございます。

その後、斜面の調査をしたところ岩盤の風化が進行しており、雪解け時期などに再度落石が発生する可能性があると考えられるため、落石発生源に応急的に落石防護金網を設置したいと考えております。あわせて、大型土のうの補強を行うものであります。

また、これまで定期的に点検を実施して経過を観察しているのですが、その後も数個の落石が現在も発生していることが確認されております。

2の補正額であります。歳出予算では落石防止対策事業で530万円を追加補正いたしまして、財源内訳は全額一般財源であります。

施工箇所につきましては、6ページ下段の位置図

に記載のとおりであります。

次に、7ページをごらんください。現場状況の写真であります。上段が落石発生直後の状況であります。中段が落石の発生源の状況でございます。一番下段が大型土のうの設置状況であります。

続きまして、平成26年度一般会計道路等災害復旧費補正予算について御説明いたします。追加議案資料の8ページをごらんください。

1の補正の理由及び内容であります。8月24日に発生した豪雨により被災した道路の災害復旧事業を実施するため工事費320万円、調査設計費70万円、合計390万円を追加補正するものであります。

2の補正額であります。歳出予算では単独道路災害復旧事業で390万円を追加補正いたしまして、歳入予算では起債で390万円全額を補正するものであります。

次に、9ページをごらんください。3の復旧事業概要であります。8月24日の豪雨により被災した29カ所のうち軽微な被災箇所を除いた記載の4路線につきまして復旧するものであります。事業費の内訳は、復旧工事費として320万円、調査設計費として70万円、合計390万円であります。

復旧箇所につきましては、4の箇所図に記載のとおりであります。

以上です。

**○佐々木玲子委員長** 皆さんから質疑ございますか。  
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、議案第9号平成26年度網走市一般会計補正予算中、土木費災害復旧費について、全会一致をもって原案可決すべきものと決定したいと思っております。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

では、全会一致をもって原案可決すべきものと決定をいたします。

---

**○佐々木玲子委員長** 次に、議案第11号天都山展望台・オホーツク流氷館条例制定についてを議題といたします。

まず、提案理由の説明をお願いいたします。

**○武田浩一観光課長** 議案第11号天都山展望台・オホーツク流氷館条例制定について、御説明申し上げます。

あわせて追加議案資料15、16ページ、資料10号をごらん願います。

初めに、条例制定の趣旨でございますが、名勝天

都山とそこから望むことができるオホーツク海や湖、知床などの山々の雄大な景観と、流氷南限のオホーツク海の流氷を広く紹介することで、本市における観光振興に資するために設置する天都山展望台・オホーツク流氷館の管理運営について所要事項を定めるため条例を制定しようとするものでございます。

次に、条例の内容でございますが、第1条は施設設置の趣旨及び目的を規定しております。

第2条は施設の名称及び位置について、第3条は施設の事業についての規定であります。

第4条、第5条は指定管理者に関する規定、第6条は開館時間についての規定であります。開館時間の詳細につきましては、後ほど御説明いたします。

第7条、第8条は流氷紹介展示エリアの利用の承認、制限についての規定、第9条から第11条は流氷紹介展示エリアの入館料の納入、減免及び還付についての規定であります。

入館料につきましては条例別表1に記載のとおりでございますが、第9条、第10条の詳細につきましては後ほど御説明いたします。

第12条、第13条はショップエリア、テイクアウトエリア、カフェレストランエリア、多目的ホールの使用の許可及び取り消しについての規定、第14条から第16条はショップエリア等の使用料の納入、減免及び還付についての規定であります。使用料につきましては条例別表2に記載のとおりでございますが、詳細については後ほど御説明いたします。

第17条から第20条はショップエリア等の目的外使用の禁止、特別の設備等の承認、費用負担及び原状回復の義務についての規定であります。

第21条は損害賠償についての規定であります。

第22条は条例施行に必要な事項の規則への委任について、それぞれ定めるものでございます。

次に、施行期日でございますが、規則で定める日から施行しようとするものでございます。ただし、附則第3項の指定管理者の指定等に関する準備行為は、公布の日から施行しようとするものでございます。

また、本条例の施行に伴いまして、網走市オホーツク流氷館条例の廃止を本条例の附則で行おうとするものでございます。

以上、天都山展望台・オホーツク流氷館条例制定についてでございます。

**○二宮直輝観光部参事** 続きまして、条例案の6条、9条、10条の詳細について御説明させていただきます。

す。

まず、第6条をごらんください。

5月1日から10月31日までは午前8時30分から午後6時まで、11月1日から4月30日までは午前9時から午後4時30分までといたします。また、12月29日から翌年1月5日までは午前10時から午後3時までといたします。ただし、修学旅行など旅行会社等からの要望や予約がある場合については、第6条第1項ただし書きに従いまして弾力的な対応を行い、サービス低下を来さない配慮を行います。

また、休館日の設定はしておりませんが、必要あるときには第6条第2項によって臨時に休館することができるのといたしております。

続きまして、現状でございますけれども、4月から10月まで午前8時から開館をしております。7月から8月の夏季、繁忙期も含めて、午前8時から8時30分までについては個人、団体ともお客様の御利用がほとんどないと、こういう状況でございます。

このことは、団体あるいは個人のお客様とも早朝からの予定は組まれないようになってらっしゃると、こういうような旅行実態の変化があると考えられます。

従いまして、季節的な時間帯別の来館者の動向や営業実態を踏まえ、開館時間につきましては営業効率あるいはサービス低下を招かないと、こういう両側面の観点から整理をさせていただいたところでございます。

次に、第9条をごらんください。流氷館紹介展示エリアの入館料についてでございます。これの具体的な設定金額については別表1、条例案のおしまいのほうに別表を掲載してございますので、別表1をごらんください。

新施設の入館料設定につきましては、大人個人700円、消費税8%込みでいきますと750円。同様に高校生個人600円、税込み640円。小中学生個人500円、税込み540円と設定をさせていただきます。

また、団体料金につきましては、現在の施設と同様に個人料金の2割引の設定としております。この料金設定につきましては、道内類似施設あるいは施設内容を考慮して設定をさせていただいております。

現状北海道内を見渡したときに、施設内容や料金比較のできる類似施設としては、次のような施設がございます。

紋別の流氷科学センターG I Z A、こちらについては大人個人税込み750円。それから上川のアイス

パビリオンは大人個人税込み1,080円。こういった料金が設定されております。

ロケーション、施設規模、施設内容に違いはありますが、新施設につきましてはこれまで以上の充実した展示や流氷体験が可能であり、施設全体のスペックもアップすることから、以上の各施設の設定入館料と比較、あるいは営業上も妥当な料金設定であると考えております。

次に、第10条入館料の減免についてでございます。こちらについては、市長が別に定める基準の中で、網走市民を対象とした年間パスポートの設定を検討しているところでございます。

これにつきましては、現行流氷館の市民アテンド割引という基準がございますけれども、平成25年度の同伴者を伴ったこの割引制度の利用実績が179名、想定同伴者が500名以上と、こういうことから営業上の効果も見込まれ、一方、市民サービスの一環にもなる設定であると考えております。

さらに、親戚やお客様などと一緒に来館をしていただくことや、市民の方々がこの新しい施設に愛着を持っていただくことにもつながると考えております。

以上でございます。

**○武田浩一観光課長** 引き続き条例の内容について御説明いたします。

条例第14条ショップエリア等の使用料についてでございますが、あわせまして条例別表2をごらんください。

1階ショップエリアの使用料につきましては、1平米当たり月額2,000円、税込み2,160円としております。ショップエリアの面積は136.64平米となりますので、月額29万5,142円となります。

同じく1階テイクアウトエリアの使用料につきましては、1平米当たり月額2,000円、税込み2,160円としております。テイクアウトエリアの面積は31.08平米となりますので、月額6万7,132円となります。

現施設ではショップテイクアウトにつきましては、1平米当たり月額1,650円、税込み1,782円となっておりますが、新施設につきましては1階のロビーにつながっていること、地下の流氷紹介展示エリアからの出口につながっていることなど、エリアの条件面がよくなったことなどを考慮に入れ、現施設と比較しても妥当な価格と考えております。

2階カフェレストランの使用料につきましては、

1 平米当たり月額1,000円、税込み1,080円としております。カフェレストランエリアの面積は157.75平米となりますので、月額17万0,370円となります。

カフェレストランの使用料につきましては、飲食業の経営コンサルタント、飲食店業者などの意見を参考にし、料金を設定したところでございます。

これらのテナントにつきましては、来館者の利便施設として施設にはなくてはならないものと考えておりますので、継続的な経営あるいは営業という観点から料金設定をしたところでございます。

続きまして、多目的ホールの使用料につきましては、全部使用で1時間当たり500円、税込み540円。2分の1使用で1時間当たり250円、税込み270円と設定しております。使用料につきましては、各エリアの平均使用量から1日当たりの平米単価、時間単価を割り出し、1時間当たりの料金設定としております。

以上、条例の内容についての説明とさせていただきます。

**○佐々木玲子委員長** 皆さんから質疑ございますか。

**○古都宣裕委員** 別表2のところについての今の御説明なのですが、以前出された資料によると、家賃収入をたしか840万円見込まれているという話だったので、今の計算だと大体600万円ぐらいしかいらないのですが、その辺りはどのようにお考えの上で決められたのでしょうか。

**○武田浩一観光課長** 4月22日の経済建設委員会のときに提出させていただいた資料につきましては、家賃については840万円ということで出させていただいたのですが、その後、その時点ではまだ平米単価等が決まっていない概算というようなことと、また面積の精査及びコンサルタントなどに確認をしながら最終的な精査をして、この価格とさせていただいたところでございます。

それで、家賃につきましては合計630万円ということで想定しております。

**○古都宣裕委員** 630万円になった経過というのはわかったのですが、今まで概算でも運営していくに当たってのお金というのは見込んでいたと思うのですが、そこで約200万円収入が落ちたというのは、どの部分で考えているのかということをお伺いします。

**○武田浩一観光課長** 入館料につきましては20万人想定、平均高600円で、入館料については1億2,000万円、家賃について630万円、合わせまして収入につ

いては1億2,630万円と考えております。

支出につきましては、合計で8,950万円ということにしております。

**○古都宣裕委員** 見込みで最初は20万人を目標にしてももちろん達成するという意気込みで活動するというのはとてもいいと思うのですが、たしか予定でいえばどんどん減っていくと。

前の数字を見させていただいた中で、たしか概算で損益分岐点が16万人程度だったと思うのですが、そこを維持するという目標なしに支出の収入の計算のバランスというのはとれないと思うのですが、その辺はどのようにお考えでしょうか。

**○武田浩一観光課長** 基本構想でお示ししていただきました収支見込みというような形がございましたけれども、それに置きかえて再計算しておりますが、その中でも収支の均衡は保たれるということとなっております。

**○古都宣裕委員** 見込みでは、入館者数何名当たりだと、収入が保たれるラインと考えているのでしょうか。

**○武田浩一観光課長** 収入と支出の最低入館者数で13万9,000人と見込んでおります。

**○古都宣裕委員** 最後にもう一点、先ほどの御説明だとカフェレストランエリアに対しては経営者等々のいろいろな意見を参照にという話が出ていたのですが、ショップエリアに対してはなぜそのような措置がとられなかったのかという御説明を願います。

**○武田浩一観光課長** ショップエリアに関しましては、現況の施設の値段を参考にし、先ほども御説明をさせていただきましたけれども、エリアの部分の条件面がよくなるというようなことを踏まえて、基本的に現在の設定料金を参考にしながら設定したところでございます。

**○古都宣裕委員** 条件面がよくなるというのは多分カフェレストランエリアでも同じことだと思うのですが、なぜカフェレストランでは経営者等現実に入るような人たちに意見を伺った上で、ショップエリアとかお土産とかそちらのほうになると思うのですが、そういった方面に対しては意見の聴取を行わなかったのかということなのですが。

**○武田浩一観光課長** 現在ショップに入居しております業者の意見を参考にしております。話をしております。

○古都宣裕委員 そうすれば、基本的には現在入っ  
ていただいている方を優先とした上で入っていただ  
くというふうな形で考えているということによろし  
いのでしょうか。

○武田浩一観光課長 ショップとテイクアウトにつ  
きましては、現在入居されているところを想定して  
おります。

カフェレストランについては、公募という形を考  
えております。

○佐々木玲子委員長 ほかがございますか。

○小澤陽平副委員長 条例なので前のものは廃止し  
て、今回新たにということですので、その中でも前  
と重複しているところが多いですので、その点につ  
いて確認させていただきたいと思います。

先ほど説明がありました第6条の開館時間という  
ことで、以前は休館日というものを設けていたと思  
うのですが、今回から休館日というものをなくして  
年中無休にしたということは、そういうニーズがあ  
るといようなことからでしょうか。

○二宮直輝観光部参事 現行の営業実態、それから  
来館者動向を踏まえた上での判断でございます。

○田口桂観光部長 ただいま参事のほうから説明が  
ありましたが、現行の条例では12月29日から1月5  
日までは休館日としております。

それで、運用といたしましては、お正月の実態を  
みますと、ほかの施設が休みであるとか、そういう  
ことでかなり、それほどではないのですけれども、  
やはりお客様がいらっしゃる。

それから特に外国人のお客様なども、日本の正月  
という概念が旧正月との概念の違いでないというこ  
となので、一般的な観光の回り方をしているという  
ところもありまして、現在は条例上休館日ではある  
のですけれども、特認で開館することができるという  
規定をもちまして、現状は午前10時から午後3時  
まで年中無休で開館しているという実態もございま  
すので、今回の条例改正に合わせましてその実態に  
合わせたということで、逆に休館日については臨時  
に休館できるという、できる規定を設けて対応しよ  
うと考えております。

○小澤陽平副委員長 説明はわかりました。

特に1日の日は何か初日の出を見たいというよう  
なニーズもあるようですので、そういったニーズの  
中からこのような形になったのかと思いますので、  
その点については理解をさせていただきます。

あと、指定管理者についてですが、現状と建物は

違いますけれども、運営する上で指定管理者が行う  
業務で違いは出てくるのでしょうか。

○武田浩一観光課長 基本的には変わりございませ  
ん。

○小澤陽平副委員長 3項の利用促進に関すること  
というのは、こういうPR等というのは指定管理者  
のみならずほかにも行うということですが、指定管理  
者も積極的に行うという意味で記載したということ  
で理解してよろしいでしょうか。

○武田浩一観光課長 そのとおりでございます。

○小澤陽平副委員長 わかりました。

あと、先ほど古都委員からも使用料の関係の質問  
が出ていましたが、収支のバランスと使用者の方と  
のバランスというのはとても大事だと思います。

網走では道の駅などの使用料というのは、面積が  
大きいですから、平米単価当たりはこちらよりもか  
なり安い金額になっているのかと思います。そうい  
ったところではなく、一業者が使うエリアとしての  
面積を考えると、このぐらいの金額の使用料をいた  
だかなければいけないのかと思います。

前回、レストランなどはなかなか入居者が入らな  
いなどという問題もありましたので、そういった面  
もクリアできるよう、今回なら17万円ぐらいという  
金額で、カフェというなかなか客単価も高くない  
という中での設定ですので、この単価で入っていただ  
けるよう、これから建物ができていきますので、公  
募を行う際にその辺も周知していただきながらやっ  
ていただきたいと思います。

私からは以上です。

○山田庫司郎委員 前回資料1、2号をいただい  
ているものと数字が大分変わっているようですが、そ  
ういえば家賃も前回の840万円ということでお聞き  
をしていた経過があるのですが、630万円に変わっ  
てきているので。

先ほど課長のほうから収入のところをお話しした  
いたのですが、もしほかに変わったところがある  
のでしたら、一回全部数字言っていたかどうかとい  
いのかと。まず、そこを聞かせていただきたい。

○武田浩一観光課長 4月21日に提出させていただ  
いた資料1の2号との比較ということだと思います。

収入につきまして、先ほど述べさせていただいた  
とおりでございます。

支出につきましては、人件費は3,500万円に対しま  
して3,570万円。水道光熱費につきましては1,800  
万円に対しまして2,060万円。施設維持費につきま

しては840万円に対しまして970万円。事務管理費につきましては1,340万円に対しまして1,290万円。その他経費160万円に対しまして、同じく160万円。販売経費につきましては550万円に対しまして600万円。公租公課につきましては290万円に対して300万円。合計8,950万円ということで精査をさせていただいているところでございます。

修繕のための積立金の収入から支出、差額につきましては3,360万円に対しまして3,680万円ということで、整理をさせていただいているところでございます。

**○山田庫司郎委員** わかりました。

それで、700円に消費税ということで750円という説明がありまして、団体等も含めて先ほど御説明をいただきました。

ただ、こういう施設というのはプール等と違いまして、使用料ということではなく入館料です。実際入ってみて、これぐらいの価値があるな、これなら安いな、いや高いのではないかと、価値観の問題でさまざまな方がいると思うのですが、これを安い高いという議論はなかなか難しいと思うのです。

それで、心配しているのは、先ほど両委員からも出ていましたけれども、管理費が実際本当にどの程度かかるのか。

それで、基本構想の確定のところを見ますと約7,000万円という数字が概算で出ているのですが、今回のものをトータルしますと8,950万円、これが最低必要だということで考えていいとすれば、ここを何とかクリアをする入館料としての収入が、家賃もそうですけれども含めて、ここを何とかクリアしていかなければ、極端なことを言うと一般会計から繰り入れをしてやっていかなければならないということになると思うのです。

それで、先ほど説明があったように13万9,000人ぐらいの、平均550円を掛けた数字だと思うのですが、ここを何とか入館者ということ而努力も含めてしていかなければならないということが、目標になるのかと。

いろいろ議論があって、目標は考えているのだったら高くしていくという議論もあったのですが、私は現実も見えていかなければならないと思うほうです。

それで、基本構想でいきますと、11年目から12万人ということにもなりますし、8年後あたりから13万9,000人というのが切れていくのですが、これはリニューアルをしないということで行っていると私

は考えているので、7年、8年後ぐらいには1億5,000万円か6,000万円ぐらい貯金をして、リニューアルをすることによって、翌年からまた入館者をふやしていこうと、こういう考え方だと思うので、この基本構想は基本構想として、赤字になる数字を出しているとは私も言いたくはないので、リニューアルということが途中に入るのだと、こういうふうに考えさせていただいて構わないですか。

**○武田浩一観光課長** リニューアルにつきましては、5年目、10年目、15年目、20年目で想定しているところでございます。

**○山田庫司郎委員** リニューアルをして、また14万人を何とか確保していこうという考え方がもとにあるということで、基本構想とは少し離れた中で議論をさせていただきたいのですが、そこは間違いないですね。

**○田口桂観光部長** 収支見込みにかかる想定人数のお話だと思いますけれども、山田委員がおっしゃいました11年目から12万人というところでございますが、この前の一般質問の中でもお答えさせていただいたのですけれども、それは何もしない場合にそうなるということで、基本構想の中では、次のページになるのですけれども、リニューアルした場合の想定もしておりまして、その中でいくといても有料入館者数は最低でも15万人程度ということで基本構想の中でもお示ししておりますので、今回につきましてもそういう理解であるというふうに御理解願いたいと思います。

**○山田庫司郎委員** 再確認みたいになりましたけれども、わかりました。

それがないとまずいわけですから、当初は20万人を目標にして、それがどんどん下がっているとはいえ、多ければ多いほどいいわけですから、最低は14万人という入館者がいなければ管理費のほうで赤字が出るということに数字的にはなっていくわけで、内部でいろいろな努力すれば支出を抑えるということも可能なのかもしれませんが、その辺をしっかりとやっていただくように、私からもそこをお願いして、これについては賛成をしていきたいというふうに思います。

議論でないのでここまで言う必要はなかったのですが。

**○栗田政男委員** 確認をしたいのですが、先ほど来レストランエリアとかいろいろなショップも出ているのですが、居抜きの状態でこの家賃ということで



ですとかテレビ取材とかという形で免除するとかというように、例として挙げられるかと思えます。

○**古都宣裕委員** 基準とあるけれども、明確にこういうものという基準があるわけではないということなのですか。

○**武田浩一観光課長** 基準はつくっております。今現在もつくっております。

○**古都宣裕委員** 作成中ということですね。わかりました。

○**佐々木玲子委員長** そのほかございますか。  
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、議案第11号天都山展望台・オホーツク流水館条例制定について、全会一致をもって原案可決すべきものと決定いたしましたと思えますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

では、議案第11号は原案可決すべきものと決定をいたします。

---

○**佐々木玲子委員長** 次に、秋季視察調査の実施についてを議題といたします。

皆様のお手元に日程表がお配りされていると思えますけれども、それが案ですが、内容についてまずこれでよろしいか、どうか皆さんから御意見を伺いたしたいと思います。

よろしいでしょうか。

○**古都宣裕委員** 以前から申しているのですけれども、やること自体が云々とかではなくて、やるならばしっかり目的意識を持ってという意見で、栗田委員も以前賛同してくださって同じ意見をおっしゃってくださったのですけれども、場所に行った後どうするかが問題であって、この場所に行って終わりましたという話ではないと思うのですけれども、行った後どうする考えでいらっしゃるのか。

○**佐々木玲子委員長** 内容について、これでわかりませんか。

○**古都宣裕委員** 行くということ自体を私は否定しているわけではなくて、行った後、見た後どういう検証をされるかという話をしているので、それを委員長としてどのようにお考えですか。

○**佐々木玲子委員長** それは皆さんがこの秋季地域視察に行くということで、まず決定した時点で行くことについて、いろいろな意味合いがあるから行くということになったわけです。

この内容については、皆さんから目的を持ってということで前回お話ししました。

これをこれから議員活動の中で、委員会としてしっかり、その状況を議員として捉えていく、活動していくということではないのですか。

○**古都宣裕委員** 疑問形で返されるのですか。

○**佐々木玲子委員長** そのように、私は考えていますけれども。

そのような認識のもとに秋季調査をやるということで、賛成いただいたと思ったのですが。

○**古都宣裕委員** こういう目的で、これを見てその後こういう検証をして、経済建設委員会としてやっていきたいと思いますという話ではなくて、見て自分たちの糧としましょうという話であれば、少し違うのかと私は思って、今まで話していたのですけれども。

何かまいち、私としてはよくわからないというか、しっくりこない感じがするのですけれども。

○**佐々木玲子委員長** それ以上に、私からの説明としては、それしかありませんけれども。

○**山田庫司郎委員** 私の推測ですけれども、言葉足らずだったら失礼ですけれども、きっと終わった後に委員会をきちんとここでやるのだと思うのです。

解散してしまうかどうかのだけれども、でん粉工場からここへ戻ってきて、はい終わりますということではなくて、ここへ一回戻って委員会を開いて、もし議論があったり、これはこういう課題があったから委員会としてこれをどう議論していったらどうかという意見があれば、それはそれでまとめるということではないのですか。

目的は目的で、私たちの言ったことも委員長も全部、副委員長と考えて、これを設定してくれたわけですから。ぜひここを見に行き、その後。

個々に認識するのも私もいいと思えますけれども、委員会として行くわけだから、できれば終わった後、バスからおりて、ここで委員会をやってということも方法としてはあるのかと。

下を見ますと農業振興計画について協議する予定ということもあるので、委員会は引き続きやるということだから、そういう議論の場というか、少しその話をする場を設定するのでもいいのではないかと思いますのですけれど、どのようなものなのでしょう。

○**佐々木玲子委員長** 大変失礼をしました。私が酌み取りきれていなかったようです。申し訳ありません。

前回の調査についても、帰ってきて委員会を開き

まして、皆さんからの意見を聞いた上で解散をしておりますから、今回もそのような形でやっていくということを求められて言われたのかと思いますので、それはきちんと帰ってきてから委員会を開きまして、最終的な皆さんの意見を聞いた上で、まとめて終わりたいとは思っておりますけれども。

**○山田庫司郎委員** それで古都委員がいいのかどうか。私の推測ですから。

**○佐々木玲子委員長** そういうふうに、私は考えておりましたけれども。

それが伝わってなかったのであれば、私の言葉足らずということで失礼いたしました。

（「きちんと行って。わからない、言ってることが」と呼ぶ者あり）

**○栗田政男委員** 多分山田委員も少し違う視点だろうかと思います。

古都委員がおっしゃっているのは、結局目的をもう少し明確にして、きちんとした形で議論をしたい。

だから選定に当たってはもっとしっかりと、毎年慣例的に行くのではなくて、違うものをしっかり目的を持って視察をして、その結果をしっかりと報告したいということだと思っております。

言うなれば、私はその中間の意見なのですが、競りも毎年毎年違いますから、今年の現況もしっかり確認をしないといけないというのも我々の大切な役割ですし、それは見ただけで価値がないとは誰も言いませんし、こういう機会ですら正式な委員会として行くことによってしっかりと説明をしていただけるので、個人として行くのとは全然違った意味合いがあると思います。

サンゴ草にしても、いろいろな議論を糧に今回の現況をしっかりと私たちが把握した上で、来年に向けてのいろいろな策を考えていくと。

でん粉工場は、かねてからいろいろな懸案がありましたけれども、45分となっているのですがでん粉工場に関しては、まだまだ多分時間がかかるのではないかと私は考えています。すごく広い面積ですし、あと廃液の問題処理から全部含めると、まだまだ時間が必要かと個人的には思いますけれども、それも含めて、帰ってきたときにしっかりとした委員会としての、ただ言いつ放しのことではなくて、まとめがほしいという意味ではないかというふうに思うのですけれども、いかがでしょうか。

**○山田庫司郎委員** あなたがきちんとと言っていただければいいんだ。みんなが推測して話をするから。あ

なたが言ったほうがいい。

**○古都宣裕委員** 目的意識というのがわからないというのは、びっくりするぐらいの発言だと思うのですけれども、ここに行きましようというのはただ行きましようではなくて、もちろんこういう部分を見に行きましようということだと思っております。

市場にしても、今の現状を見に行きましようとかいろいろあるとは思っておりますけれども、その一つの目的が、見てきて感じて終わりましたではなくて、おっしゃっていただいていたけれども、それを取りまとめてしっかり報告したり何なり成果としての、そういったところをしっかりと委員会で出しますという方向性が欲しかったということなのです。

**○佐々木玲子委員長** ですから先ほど言ったように、帰ってきて取りまとめますということで、私の言葉足らずでということ、追加でお話ししましたよね。

**○古都宣裕委員** それの答弁を求められたので、今話ただけなので。

**○佐々木玲子委員長** なるほど。そういうことで取りまとめをするということでよろしかったですね。

**○古都宣裕委員** はい。

**○佐々木玲子委員長** では、このような内容でやるということでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

日程ですけれども、皆さんにいろいろ日程をお聞きした上で21日から24日、この4日間が皆さんの都合がよいというお話をいただいていたのですが、いつにするか改めて皆さんから御意見を伺いたいと思っております。

日にちを言ってください。こちらからどの日がいいですかということでお伺いしているのですが。

〔「22日がよい」と呼ぶ者あり〕

そのほかいかがでしょうか。

では、22日という声が出ておりますので、22日の日に設定をしたいと思っております。

ここに米印で書いてありますように、帰ってきてから取りまとめと、その後に農業振興計画が次回ということで以前の委員会でお話があったものですから、今回時間をとらせていただきますので、農業振興計画についても協議をしたいと思っておりますけれどもよろしいでしょうか。

〔「よし」と呼ぶ者あり〕

そのような形で取り進めさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお祈りいたします

○栗田政男委員 一点だけいいですか。

今回こういう形でももうコンクリートされているので、私としては要望を。

できるならば、これは業界の話になるのですけれども、北浜の近くにはゴルフ場がございます。ゴルフをされる方は食堂も含めてゴルフ場というものについていろいろ認識をしていると思うのですが、されない方にとっては全く縁のない場所です。

業界人として言わせていただくなれば、非常に網走市にとって貢献度の高い業種であります。ゴルフ場がないとあるとでは全然、市としての格付も変わってくるぐらいの大切な施設だと私は認識をしておりますし、皆さんも決算のときに十二分に見ていると思いますが、ゴルフ税の還付が当市にも何百万円という金額が入っています。

所管は当然この経済建設委員会になりますから、そのことも踏まえて、もう少しゴルフ場の環境をしっかりと確認をする意味で。今回ということではなくて、できるならば少し寄っていただいて、レストラン等もございますから食事でもしていただいて、その内容について御理解をいただくチャンスがあれば非常に助かると。これは業界としての一つの希望ということで、頭にでも入れておいていただければと思います。

○佐々木玲子委員長 今栗田委員からゴルフ場のお話がありましたが、あくまで秋季視察調査のときに項目を挙げてくださいと言ったときに、そういう話をいただければ、入れることもできたかもしれませんけれども。

〔「いまでなくてよい」と呼ぶ者あり〕

わかりました。

それは、これからのことに生かしていきたいと思えます。

そのような形で秋季視察調査は10月22日ということで、集合が午前7時15分ということで開催いたしたいと思えますので、よろしく願いいたします。

いつも皆さんに確認をしているのですが、委員外議員の参加については、了解いただけますでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

では、それぞれ各会派の皆さんにお声かけをください。

---

○佐々木玲子委員長 そのほか理事者側からございますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

委員から何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

では、以上で経済建設委員会を終了いたします。

午前10時51分閉会

---